

※本研修会は、法定講習(建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」、及び第24条第2項に基づく「管理建築士講習」)ではありません。

平成30年度 建築士法第27条の2第7項に基づく

## 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

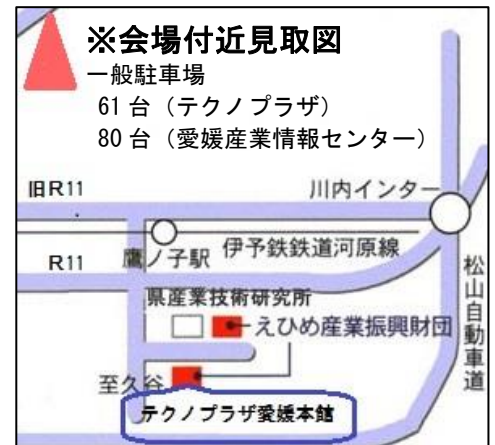
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

この研修会は、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、建築士法第27条の2第7項、並びに愛媛県の「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」による知事指定に基づく研修として実施するものです。

建築士事務所の業務に責任を持って契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。

1. 主催 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
2. 受講対象 愛媛県知事の登録を受けている全ての建築士事務所  
の開設者及び管理建築士または管理的業務に携わる建築士等
3. 日 時 平成30年11月6日(火)  
9:50~16:40(9:15~受付開始)
4. 会場 テクノプラザ愛媛本館 1Fテクノホール  
松山市久米窪田町337番地1 TEL 089-960-1100
5. 定員 130名(定員になり次第、締切ります。)
6. 受講料 15,000円(税込み、テキスト代を含む)



7. テキスト 『これからの建築士事務所の経営と展望』(当日配布)
  8. 申込方法 次のいずれかの方法でお申し込み下さい。
    - ① FAX申込 銀行振込にて受講料を入金後、受講申込書と振込控えを申込先にFAXしてください。※手数料は各自ご負担下さい。  
申込者には、受講券(申込書兼用)をFAXいたします。
- 振込先：伊予銀行 松山市役所支店  
普通預金 口座No. 1201347  
口座名：一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会
- ②窓口での申込 受講申込書と受講料を申込先までご持参下さい。
9. 申込先 (一社)愛媛県建築士事務所協会 〒790-0011 松山市千舟町4-4-1 3階A号  
(問合せ先) TEL: 089-945-5200 FAX: 089-945-5318
  10. 申込期限 平成30年10月23日(火)
  11. CPD認定 本研修会は、CPD制度認定講座として申請予定です。
  12. 受講証明書 受講修了者には「受講証明書」を交付いたします。
  13. 知事指定 平成29年11月30日 愛媛県指令29建第1415号
  14. その他 受講料は不参加の場合でも払い戻しいたしませんので、ご了承下さい。  
なお、前納し不参加の場合はテキスト・資料等を後日送付いたします。

本研修会は、管理建築士になるため1度だけ受講する必要がある「管理建築士講習」(法定講習)ではありません。「管理建築士講習」は平成31年3月に開催予定です。

■ 時間割・内容・講師（予定）

時 間	研 修 内 容	講 師（予定）
9:15～ 9:50	受付	
9:50～10:00	あいさつ・趣旨説明	(一社)愛媛県建築士事務所協会 会 長 濱本 泰久
10:00～10:40	<b>【第1章】建築士事務所の業務と展望</b> 1 建築士事務所の責務と倫理 2 建築士事務所と建築市場をめぐる課題	(一社)愛媛県建築士事務所協会 監 事 佐々木 世希
	— 休憩（10分） —	
10:50～12:00	<b>【第2章】これからの建築士事務所経営</b> 1 設計・監理業務の基本的流れ 2 事務所経営と承継・人材育成	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長 林 貞義
	— 昼食休憩（60分） —	
13:00～14:10	<b>【第3章】建築技術の新しい動向</b> 1 変化する社会的ニーズ・期待 2 安全安心への取り組み 3 環境配慮への対応 4 建築ストック活用 5 景観まちづくり	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長 烏谷 陽一郎
	— 休憩（10分） —	
14:20～15:30	<b>【第4章】トラブル対応とリスク管理</b> 1 建築士事務所のトラブルとリスク 2 新築建物の設計トラブル 3 改修工事の設計トラブル 4 工事監理に関するトラブル 5 建築士の専門家責任に関するトラブル 6 懲戒処分・監督処分の実例に学ぶ 7 建築士事務所賠償責任保険	「1～5、7」 (有)日事連サービス アドバイザー 中川 孝昭  「6」 愛媛県土木部道路都市局 建築住宅課職員
	— 休憩（10分） —	
15:40～16:20	<b>【地域編】 愛媛県からの情報提供</b>	愛媛県土木部道路都市局 建築住宅課職員
16:20～16:40	受講証明書の交付	

テキストは経営に必要な実務的知識、時宜を得たテーマで構成され、受講後も経営推進の手引きとして活用可能であり、3年毎の建築士定期講習とは重複しないよう工夫されています。

(注) 上記時間割、講師等は変更する場合（一部科目において講師に代わりDVD講習となることを含む）がありますので、あらかじめご了承ください。

受講対象者について

全ての建築士事務所の開設者及び管理建築士、又は管理的業務に携わる建築士等、どなたでも受講いただけますが、特に次の方々の受講をお勧めします。

★平成31年1月から平成31年12月までに事務所登録を更新する建築士事務所の開設者・管理建築士等

★新規に事務所登録をした建築士事務所の開設者・管理建築士等

★1年以内に新規に事務所登録を予定している方  
また、今後、5年ごとの事務所登録の機会に合わせて受講されますようご案内いたします。

管理建築士にとっては…

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求されるトラブル対応等、建築士事務所の管理に関する事項等を学習していただくことになります。

建築士でない開設者にとっては…

法定講習の義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。